

## 令和2年12月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月25日(金) 午後2時30分

2. 開催場所 東十郷コミュニティセンター 2階 視聴覚室

3. 出席委員 17名(番号は議席番号)

1番 本田 雄揮	2番 高山 重則	3番 加藤 昭治
4番 (欠員)	5番 清兼 義靖	6番 (欠席)
7番 濱中 憲雄	8番 三寺 總左エ門	9番 南出 直美
10番 大川 勝利	11番 西端 勲	12番 岡田 幸夫
13番 伊藤 宏実	14番 藤田 一元	15番 田中 正信
16番 中垣内 勇夫	17番 西端 和雄	18番 伊藤 勉
19番 森 勝義		

4. 欠席委員 1名

6番 飛田 俊朗

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝

次長 西出 政男

書記 小林 一裕

書記 上野 貴史

書記 伊藤 正則

(農業振興課)

主任 坪田 浩司

主事 小林 勇成

6. 提出議案

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第46号 現況証明願について

議案第47号 農用地利用集積計画の決定について

議案第48号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について

議案第49号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更(案)に係る意見審議について

報告第9号 事業計画届出の報告について

7. 議事録署名人

9番 南出 直美

10番 大川 勝利

事務局長

令和2年12月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。本日の欠席委員は6番 飛田委員から欠席の届出が出ております。只今の出席委員数は17名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言をされる場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。

森会長

<会長挨拶>

事務局長

それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。

議長

はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に9番 南出委員、10番 大川委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説明> では、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」をご説明させていただきます。

整理番号45番、申請地は三国町米納津、畑、513㎡です。譲渡人は三国町黒目 ○○さんです。譲受人は三国町米納津 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は201アールです。

整理番号46番、申請地は三国町黒目、畑、1,206㎡です。譲渡人は福井市高須町 ○○さんから譲受人 三国町米納津 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は61アールです。

整理番号47番、申請地は三国町米納津、畑、280㎡です。譲渡人は三国町黒目 ○○さんから譲受人 三国町米納津 ○○さんに売買により所有権移転をするものです。許可後の経営面積は52アールです。

整理番号48番、申請地は春江町高江、田、7,032㎡ほか3筆、計12,028㎡です。譲渡人は春江町高江 ○○さんから譲受人 春江町高江 ○○さんに所有権持分の贈与により所有権移転をするものです。許可後の経営面積は135アールです。

整理番号49番、申請地は丸岡町長畝、田、1,280㎡です。譲渡人は丸岡町長畝 ○○さんです。譲受人は丸岡町長畝 ○○さんに贈与により所有権移転するものです。許可後の経営面積は113アールです。

整理番号50番、申請地は坂井町宮領、田、1,009㎡ほか1筆、計1,420㎡です。譲渡人は新潟市西区青山 ○○さんから譲受人 坂井町宮領 ○○さんに売買により所有権移転をするものです。許可後の経営面積は121アールです。

整理番号51番、申請地は坂井町宮領、田、667㎡です。譲渡人は新潟市西区青山 ○○さんから譲受人坂井町宮領 ○○さんに売買により所有権移転をするものです。許可後の経営面積は139アールです。

以上7件につきまして、ご審議をお願いいたします。

議長

それではご意見を伺います。

ご意見、ございませんか。

議長

無ければ、お諮りをいたします。

議案第44号は、許可することに決定してよろしいでしょうか。

委員  
議長

<各委員> 異議なしの声

異議がないと認めます。

議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。

次に、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説明> それでは、議案第45号、農地法第5条の規定によります許可申請の意見審議について、今日は5件ございます。

整理番号59番、賃借権設定の案件でございます。借人は丸岡町下久米田 ゲンキー(株)さん、貸人は三国町錦二丁目 ○○さんほか3名です。場所は三国町三国東六丁目7筆、合計面積4,920㎡を駐車場整備として転用するものです。

続きまして、整理番号60番、使用貸借権設定の案件でございます。借人は坂井町大味 ○○さん、貸人は坂井町西 ○○さんです。申請地は坂井町西、田、871㎡のうち491.16㎡を住宅建築として転用するものです。

続いて、整理番号61番、所有権移転の案件でございます。譲受人は三国町黒目 内田自動車(有)さん、譲渡人は春江町藤鷲塚 ○○さんです。場所は春江町藤鷲塚、田、654㎡で、目的は中古車展示場の拡張整備で転用するものです。

続いて、整理番号62番、所有権移転の案件でございます。譲受人は丸岡町猪爪 ○○さん、譲渡人は丸岡町玄女 ○○さんです。申請地は丸岡町玄女、田、1,021㎡のうち511.23㎡を貸駐車場の拡張整備として転用するものです。

最後は、整理番号63番、所有権移転の案件でございます。譲受人は春江町針原 ○○さんです。譲渡人は春江町針原 坪金織物(株)さんと春江町針原 ○○さんです。申請地は春江町針原5筆、合計面積262.60㎡です。目的は○○さんの住宅建築で転用するものです。

以上5件につきまして、ご審議の程をお願いいたします。

議長

この案件につきまして、現地確認を行っておりますので、その報告をお願いします。整理番号59番、60番を10番 大川委員、お願いします。

大川委員

10番、大川です。整理番号59番は、北側に既存の建物が建っております。南側に駐車場を整備する内容です。申請地の北側・南側には水路がありますが、雨水排水に関しては、駐車場はズリで造成し、路面は砂利舗装で計画し、地下浸透と東側国道の道路側溝へ流す計画です。西側の隣接農地所有者の了解は得ているとのこと。何ら問題はないと思います、確認してきました。

続きまして、整理番号60番の住宅建築に関しては、西側の農地(畑)所有者の了解を得ており、東側は両親の住宅が建っていることから周辺の営農にも何ら問題はないことを確認してきました。以上でございます。

議長

次に、整理番号61番を8番 三寺委員、お願いします。

三寺委員

8番、三寺です。整理番号61番の案件は、北側は既存の店舗(スズキアリーナ坂井)と車両置き場です。南側の隣接農地所有者の了解は得ており、境界には側溝を布設し、東側の農業用排水路へ雨水処理することから問題はないと考えます。よろしくご審議の程、お願いします。

議長

次に、整理番号62番を9番 南出委員、お願いします。

南出委員

9番、南出でございます。整理番号62番の案件、場所は丸岡町玄女地係にあります田、1021㎡のうちの511.23㎡を既に利用している貸駐車場

の規模拡張用地として整備するものでございます。申請地は坂井市役所の本庁より東に 2.7km にある農地でありまして、東側は用水路、西側は排水路、北側は田、南側は既存の駐車場です。雨水につきましては、西側の排水路へ排水する予定でございます。隣接する農地との境界には L 型擁壁を設置いたしまして、擁壁との間には畔を設けますようにと、地元立ち会いの推進委員さんと共に、譲受人の方にご指示させて頂きました。周辺の営農にも十分に配慮を行い、地元との調整も整っていることから、やむを得ない案件かと存じます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 次、整理番号 63 番を 7 番 濱中委員、お願いします。

濱中委員 7 番、濱中です。整理番号 63 番の申請地につきましては、元々、家が建ってまして、西側の県道（芦原街道）拡張工事により立ち退きを行った場所の残地を購入し、家を建てる案件です。北側・南側は道路（市道・県道）で、以前は宅地であったことから周辺に影響はないと考えます。皆さん、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 続いて、地元委員のご意見を伺います。整理番号 59 番を 12 番 岡田委員お願いします。

岡田委員 12 番、岡田です。整理番号 59 番の案件ですが、現地を視察された大川委員の説明のとおりですが、加戸排水路の流れが悪いことから自然浸透と国道 305 の側溝へ流す雨水排水計画の中で、その機能を果たすかを確認して頂き、ご審議いただければよいかと思います。

議 長 次、整理番号 60 番を 18 番 伊藤職務代理者、お願いします。

伊藤勉職務代理者 18 番、伊藤です。整理番号 60 番につきましては、特に問題はないかと思われまので、よろしく願いいたします。

議 長 次、整理番号 61 番を 11 番 西端委員、お願いします。

西端勲委員 11 番 西端です。整理番号 61 番につきましては、自動車会社の隣にあり、田、幅 10m 程を埋め立てまして、中古車展示場として整備する案件です。申請地の東側に農業用排水路があり、雨水はすべてこの水路へ流すことから問題はないと思われま。

議 長 次、整理番号 62 番を 1 番 本田委員、お願いします。

本田委員 1 番 本田です。整理番号 62 番の案件につきましては、現地を視察された委員さんの説明のとおり、周りの営農に十分に注意することですので、問題はないかなと思われまので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 次、整理番号 63 番を 8 番 三寺委員お願いします。

三寺委員 8 番、三寺です。整理番号 63 番ですが、先程の濱中委員さんの説明のとおりでございます。芦原街道拡張工事の以前より宅地化された用地であることから、何ら問題はないと思われま。よろしく願いいたします。

議 長 それでは、皆様のご意見を伺います。  
ご意見ございませんか。

濱中委員 7 番、濱中です。整理番号 59 番の駐車場整備の案件ですが、面積は約 5 反です。北側の水路を挟んでゲンキーの店舗になります。事務局にお聞きしたいのですが、開発行為とまではいきませんが、小水路を挟み今回の駐車場と店舗が併設された形であるのですから雨水対策は必要ではないかと考えま。現場の農地は沼田であっても昨年までは耕作さ

れていましたが、排水機能が悪いため今年は作れなかったのではないかと思います。このことから砂利舗装の整備であっても30～40cm低い場所を作って調整池機能を持つ必要があると考えます。周辺や上流の耕作者に迷惑をかける心配もありますので、法律的な問題も含めて教えて頂きたいのですが。

事務局

駐車場の整備計画では砂利舗装を行うなかで、自然浸透を含めての雨水処理を考えています。また、駐車場整備では開発行為等の調整池は設けなくてもよいことになっているとのことなので、特にそのような措置は取らずに、自然流下と自然浸透の両方で対応したいと聞いていますので、このような形で施工させてもらっていいでしょうか。

濱中委員

なぜかといいますと、現場確認に行かれた方の報告とは別にして、現場は非常に低地な所なので、地主さんはこれまで相当苦労されたと思います。指導的に、重大な構造物を造るというのではなく、断面的な形で対応すれば雨水対策は十分可能なことなので、法律とは別に現況を見てご指導いただくことも大事なので、事務局は再検討をお願いします。

事務局

はい、わかりました。ありがとうございます。

伊藤宏実委員

13番、伊藤です。駐車場内は砂利敷きとの説明でした。うがった見方かもしれませんが、雨が浸透するという理屈のために砂利を敷くのであって、1年後にはアスファルト舗装を行うのではないかと感じてしまいました。

事務局

業者からは、しばらく砂利のままにしておくとの説明でしたので、その先までは聞いていませんでした。もし、その後にアスファルト舗装を行う時は、対策をとるように指導を行っていきたいと思います。

伊藤勉職務代理者

18番、伊藤です。そういう対応をさかれるのなら、砂利のままでないアスファルト舗装などを行う場合は、濱中委員さんが言われたように雨水対策をどう考えているかの提案書を頂いてから許可してください。

伊藤宏実委員

それを条件にしてはどうですか。

伊藤勉職務代理者

確約書をもらうべきですね。

議長

いずれにしても、前に店舗があれば開発行為の一つという考え方で、舗装をしようが砂利のままであろうと開発行為の中での行為だと解し、それは条件だと言うならば、条件付きで許可することが妥当かなと思います。

事務局

はい、それでは条件を付すことを業者にも伝えたいと思いますので、宜しくをお願いします。

議長

他に、ございませんか。

なければ、お諮りをいたします。

議案第45号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。

但し、整理番号59番については、条件付きという項目が入りますけれども許可してよろしいでしょうか。

委員

<各委員> 異議なしの声

議長

異議がないと認めます。

議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。

次に、議案第46号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局	<p>&lt;説明&gt; 議案第46号「現況証明願について」、今月、3件ございます。</p> <p>整理番号9番、出願人は坂井町東長田 ○○さんです。場所は坂井町東長田、畑、430㎡です。こちらの方は、昭和58年頃に住宅を建築し、それ以降宅地の一部として利用されているとのこと。</p> <p>整理番号10番、出願人は坂井町河和田 ○○さんです。場所は坂井町河和田、畑、69㎡です。こちらの方は昭和23年頃から住宅用敷地として利用しているとのこと。</p> <p>整理番号11番、出願人は春江町針原 ○○さんです。場所は春江町針原、地目畑、40㎡です。こちらの方は昭和45年頃に倉庫を建築し、現在に至っています。</p> <p>以上、3件につきましてご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長	<p>この案件につきましても現地確認を行っておりますので、その報告をお願いします。</p> <p>整理番号9番を8番 三寺委員、お願いします。</p>
三寺委員	<p>8番 三寺です。整理番号9番、場所は空港道路沿い牛の交差点から東へ約100mの集落内にあります。申請地には車庫の一部がかかっているほか、お花畑や50～60年経過した大きな檜の木、小さな雑木が数本植えられています。見る限り、畑というよりも宅地と言ってよいほどの状況でした。よって、問題はないと思われま。</p>
議長	<p>次に、整理番号10番を9番 南出委員、お願いします。</p>
南出委員	<p>9番 南出です。整理番号10番、場所は坂井町河和田地係にあります畑、69㎡です。この土地は昭和23年頃より住宅用敷地として利用されています。今回、宅内のリホームで金融機関からの借り入れを受ける手続きで当土地が農地であることを指摘されまして、地目の変更が必要になったとのこと。現状からもやむを得ない状況と考えております。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に、整理番号11番を7番 濱中委員、お願いします。</p>
濱中委員	<p>7番 濱中です。整理番号11番は先程の5条案件、整理番号53番に隣接する土地で、昭和45年頃に倉庫を建築し、現在に至っているとのこと。また、許可後に地目変更を行った後には倉庫を取り壊す予定と聞いております。何ら問題はないと思われましますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続きまして、地元委員のご意見を伺います。</p> <p>整理番号9番を地元委員、6番 飛田委員が欠席でございますので、この件については事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、飛田委員からご意見を頂いておりますので、ご報告をさせていただきます。現況は昭和58年頃に住宅を建築し、宅地の一部として利用を開始したとのこと、非農地と判断できるとのことでした。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>次に、整理番号10番を13番 伊藤委員、お願いします。</p>
伊藤宏実委員	<p>13番 伊藤です。先程、現地を確認された南出委員の報告のとおりであります。この土地は住宅地の真ん中にありまして、昭和23年頃からすでに非農地でありますので、やむを得ないものと判断します。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に、整理番号11番を8番 三寺委員、お願いします。</p>

三寺委員	8 番 三寺です。先程、濱中委員さんがおっしゃったとおりでございます。問題はないと思えますので、宜しく申し上げます。
議 長	それでは、本議案に対する皆さんのご意見を伺います。 ご意見、ございませんか。
議 長	なければ、お諮りします。 議案第 46 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	異議がないと認めます。 議案第 46 号「現況証明願について」は、原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第 47 号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第 48 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」の 2 議案を関連がございますので、一括して議題といたします。農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	<説 明> 議案第 47 号「農用地利用集積計画の決定について」、併せて議案第 48 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」、説明させていただきます。 今回、利用権設定を受ける者、借り手側は 25 名、設定をする者、いわゆる貸し手側は 69 名となっております。利用権設定面積は（1）賃貸借の部、田の新規計 104 筆、167,011 ㎡、田の更新が計 165 筆、250,829 ㎡、畑の新規計 1 筆、2,018 ㎡、畑の更新が 1 筆、1,970 ㎡、以上より田畑合わせまして計 271 筆、421,828 ㎡です。 次に、使用貸借権の部、田が計 16 筆、32,933 ㎡、畑が計 3 筆、707 ㎡、以上より田畑合わせまして計 19 筆、33,640 ㎡です。 今月は所有権移転が 1 件ございます。整理番号 1 番、所有権を移転する者は、新潟市西区青山 ○○さん、所有権の移転を受ける者は、坂井町宮領 ○○さんです。申請地は坂井町宮領、田、5 筆、合計面積 3,297 ㎡です。 以上、ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	本議案に対するご意見を伺います。 ご意見ございませんか。
議 長	なければ、お諮りします。 議案第 47 号及び議案第 48 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	ご異議がないと認めます。 議案第 47 号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第 48 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。
議 長	次に、議案第 49 号「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（案）に係る意見審議について」を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	<説 明> それでは、議案第 49 号につきまして、説明をさせていただきます。別冊資料「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（案）について」をご覧ください。今回、農業振興地域整備計画の変更は丸岡（1 件）・春江（3 件）・坂井地区（3 件）の 3 地区、計 7 件のご意

見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、丸岡地区から説明をさせていただきます。丸岡地区は除外の案件が1件でございます。場所は丸岡町上竹田、田、2筆、計1,090㎡です。除外の目的は駐車場の建設ということで、土地所有者は丸岡町針ノ木一丁目〇〇さん、事業者は坂井市丸岡町上竹田(有)谷口屋さんでございます。(駐車場が不足していることを説明する。)

続きまして、春江地区、除外が3件です。図面番号①番、場所は春江町井向、田、1,478㎡です。目的は車両置場を建設することです。土地所有者は春江町井向〇〇さん、事業者は春江町井向(株)ニッショオートさんでございます。

続きまして、図面番号②番、場所は春江町中庄、田、2,535㎡のうち0.2㎡です。携帯電話基地局の設置ということで、土地所有者は春江町中庄〇〇さんです。事業者は東京都世田谷区玉川1丁目楽天モバイル(株)さんです。

続きまして、図面番号③番、場所は春江町江留中、田、3,074㎡のうち1,808㎡で、集合住宅の建設でございます。土地所有者は春江町江留中〇〇さん、事業者は春江町江留中ぱんだ不動産(株)さんです。この3件の除外の合計で3,286.20㎡の除外の申請です。

最後は、坂井地区の説明で除外1件、編入2件でございます。図面番号①番、除外の案件です。場所は坂井町木部新保、田、6,427㎡のうち1,148.05㎡です。物流倉庫及び事務所の建設を目的としています。土地所有者は坂井町木部新保〇〇さん、事業者は福井市三本木町福井高速運輸(株)さんです。

図面番号②番、場所は同じく木部新保3字115、畑、90㎡から40字19、畑、350㎡まで計50筆、合計面積11,724㎡を国の事業を活用するために編入していきたいという申請です。土地所有者は坂井町木部新保〇〇さんほか42名です。

そして、図面番号③番、場所は坂井町徳分田、田、333㎡です。こちらは、県営の土地改良事業にこれから取り組む中で、当事業を活用するための編入です。土地所有者は坂井町徳分田〇〇さんです。

坂井地区の除外の合計が1,148.05㎡、編入が12,057.00㎡です。

以上でございます。宜しくお願いします。

この議案に対して、皆さんのご意見を伺います。

ご意見、ございませんか。

議長

伊藤宏実委員

13番、伊藤です。春江地区の図面番号②、携帯電話基地局の面積0.2㎡の案件ですが、計画平面図に休耕地と記されていますが、休耕地なのですか。

農業振興課

現況は花・木が植えられ、田んぼではなかったと記憶しています。ただ、休耕ではないです。

伊藤宏実委員

地目は田ですが、米を作っているわけではないということですね。

農業振興課

はい、そうです。

伊藤宏実委員

面積の0.2㎡は不可思議に思うのですが、ベースやアンカーは打たないのでしょうか。それと、農地の角地であっても支柱の際では農地としての活用は出来ないのですから、このような小面積の申請でいいのでしょうか。

農業振興課

現実問題、角地であっても耕作が出来ないということはあるかと思いますが、今回、除外をする現況として、農地ではないと見なす部分としては柱の部分だけで済みますということで、県の判断も仰ぎながら今回



	<p>の除外の面積を出させて頂いたというところになりますので、そこはご理解のほどお願いしたいと思います。また、打つ部分ですが、コンクリートの柱ではなくて鉄（スチール）の柱を使用し、地中へ3m打ち込むなかで、安全性は確認していると聞いているつもりでございます。</p>
西端和雄委員	<p>17番、西端です。参考までに言わせていただきますと、現況は花畑です。また、事業者の説明では小さな柱を1本だけ建てる計画だと言っていました。以上です。</p>
加藤委員	<p>3番、加藤です。今の0.2㎡ですが、おそらく太陽光パネルの支柱と同じで、打ち抜きの支柱ならば支柱の面積だけが挙がっているのではないのでしょうかね。農業振興課、そうですね。</p>
農業振興課	<p>そのような解釈をお願いします。</p>
議 長	<p>その他にございませんか。 なければ、お諮りいたします。 議案第49号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>&lt;各委員&gt; 異議なしの声</p>
議 長	<p>ご異議がないと認めます。 議案第49号「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（案）に係る意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。 次に、報告第9号「事業計画届出の報告について」を議題といたします。事務局、報告をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;説 明&gt; 報告第9号「事業計画届出の報告について」、今月1件です。 受付番号798番、事業者は福井市日之出一丁目 北陸電力送配電(株)さん、場所は三国町山岸3筆、三国町下野1筆、合計面積3,805㎡のうち1,176㎡を送電用の鉄塔電線張替工事のための架設用装置を置くために借りるものでございます。以上、報告です。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。 (午後3時35分 議事終了)</p>